

23町地福第209号 2023年7月18日

町田市福祉のまちづくり推進協議会 会長 川内 美彦 様



諮 問 書

町田市福祉のまちづくり総合推進条例第49条第2項の規定に基づき、下記の事項についてご審議いただきたく、諮問します。

記

1 諮問事項

- (1)「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の改定に関すること
- (2)「心のバリアフリーハンドブック」及び「情報バリアフリーハンドブック」の 改定について

2 諮問理由

- (1) について、2013年度に「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。基本構想策定後10年が経過しており、2016年には相原駅西口の駅前広場及び都市計画道路が整備され、相原駅東口においても、町田街道の立体交差化事業に併せて駅前広場及びアクセス路が整備中であるなど、地区の状況が策定当時から変化してきています。また、2020年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、基本構想においてもハード面の取組だけでなく、教育啓発特定事業の実施によるソフト面の取組により心のバリアフリーの推進が求められています。これらの状況を受け、「相原駅周辺地区バリアフリー基本構想」の内容について検討し、必要な改定を行います。
- (2)について、市では心のバリアフリー及び情報のバリアフリーを市民へ普及啓発するため、ハンドブックを作成・配布しており、両バリアフリーの普及に一定の効果があったと認識しております。一方で、社会環境は「障害の社会モデル」の理解の促進や、デジタルツールの急速な普及など、大きく変化しています。このような状況に適合させるため、また、今後更なる普及啓発を進めるため、ハンドブックの内容のあり方について検討し、必要な改定を行います。

これらのことを踏まえ、専門的知見及び多様な市民の立場から、ご審議いただきたく 諮問いたします。